7月は「社会を明るくする運動」強調月間です

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動で、今年で71回目を迎えます。

今年度は次の5つの活動に取り組み、安全で安心して暮らせる明るい地域をつくる運動を行いますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

①犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動について、デジタルツールも活用するなどして、広く周知し、理解を深めてもらう。

②犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りにはさまざまな協力の方法があることを示し、多くの人に協力者として気軽に参加してもらう。

③保護司、更生保護女性会会員、BBS会員、協力雇用主等の更生保護ボランティアのなり手を増やす。

④民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークをつくる。

⑤犯罪や非行が起こらないよう、若い人たちの健やかな成長を期する。

問福祉課TEL28―8024

重度心身障害者・ひとり親家庭等・子ども医療費受給者証の更新

現在お持ちの受給者証は7月31日が有効期限となっています。

各医療費助成制度に引き続き該当する方には資格要件などを確認して有効期限までに新しい受給者証を送付します。

転入などにより所得の確認ができない方については、所得照会に関する同意書の提出が必要となります。7月中旬に書類を送付しますので、記入のうえ提出してください。受給者証や更新手続きの書類が届かない場合はお問い合わせください。

※子ども医療費受給者証について

小学生は次のとおり世帯の課税状況ごとに助成内容が異なります。小学生は自動更新とならないため、引き続き助成を受けるためには更新手続きが必要です。

●課税世帯＝入院・指定訪問看護

●非課税世帯＝入院・通院・歯科・調剤・指定訪問看護

問保険医療課TEL28―8018

後期高齢者医療被保険者証の一斉更新

現在お持ちの被保険者証、限度額適用認定証（限度証）、限度額適用・標準負担額減額認定証（減額証）は、7月31日が有効期限となっています。7月中に新しい被保険者証（黄緑色）、限度証・減額証（橙色）を送付しますので、現在お持ちの証は、有効期限が切れたら破棄し、新しい証をお使いください。

※認定証の自動更新について

現在、限度証または減額証をお持ちの方で、所得状況の分かる方のみ、自動更新となり新しい証が送付されます。

自動更新にならなかった方で、証の交付が必要な場合は、保険医療課（市役所1階）6番窓口で申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

問保険医療課TEL28―8018

国民年金保険料の免除・納付猶予申請

経済的な理由などにより、保険料を納めることが困難な方が免除や猶予を申請できる制度があります。

●免除申請＝申請者本人とその配偶者（別居中の配偶者を含む）ならびに世帯主のいずれも前年所得（令和2年1月～12月までの収入）などが定められた基準以下に該当する場合に保険料が全額免除または一部免除となります。

●納付猶予制度＝50歳未満の方で本人、配偶者（別居中の配偶者を含む）の前年所得などが定められた基準以下に該当する場合、保険料の納付を最長で10年先延ばしにできます。ただし、一部免除の可能性がある場合はどちらかを選択できます（猶予承認期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されますが、追納しなければ年金額には反映されません）。

免除・納付猶予期間　7月分～令和4年6月分

受付開始　7月1日㈭

申請場所　保険医療課（市役所1階）4・5番窓口、江部乙支所、砂川年金事務所TEL52―2144

申請に必要なもの　年金手帳または個人番号がわかるもの、本人確認書類（運転免許証など）、印鑑、失業中の方は雇用保険受給資格者証か雇用保険被保険者離職票の写し

有料広告

広告

※所得の申告をしていない場合は申告後に申請してください。

※免除および納付猶予の申請は、継続申請で承認された方を除いて原則毎年申請が必要です。保険料を未納のままにしておくと、老齢基礎年金だけではなく、障害基礎年金や遺族基礎年金なども受給できない場合があります。申請時点の2年1か月前の月分まで遡って申請することができます。

※学生の方は学生納付特例の納付猶予の制度があります。この制度を受けた期間は受給資格期間には算入されますが、保険料を追納しないと年金額に反映されません。

※新型コロナウイルス感染症の影響に伴う免除等の臨時特例手続きもありますのでご相談ください。

問保険医療課TEL28―8016

健康

夏休み歯科相談

お子さんの歯やお口のことで気になることはありませんか。この機会にぜひご参加ください。

日時　7月26日㈪・28日㈬・30日㈮　9時30分～16時（30日は17時まで）

場所　保健センター

内容　歯科相談・歯磨き指導、フッ素塗布（希望者520円）

対象　市内在住の4歳～小学生

申込期限　7月20日㈫

申込方法　窓口または電話でお申し込みください

問健康づくり課TEL24―5256

料理づくりのつどい

日時　7月30日㈮　10時30分～12時

場所　まちづくりセンター

内容　旬のおいしさが味わえ、ビタミンが豊富で体の調子を整えてくれる夏野菜を使った料理を作ります。

対象　65歳以上の市民

定員　9人

参加料　300円

持ち物　マスク、エプロン、三角巾、飲み物

申込期限　7月28日㈬

申込方法　保健センター窓口または電話でお申し込みください。

問健康づくり課TEL24―5256

ジェネリック医薬品差額通知の発送時期変更

ジェネリック医薬品差額通知の発送時期について、広報たきかわ5月号で8月下旬と11月下旬の年2回とお知らせしていましたが、10月下旬と2月下旬の年2回に変更になりました。

詳しくは保険医療課（市役所1階）5番窓口へお問い合わせください。

問保険医療課TEL28―8016

いきいき百歳体操をラジオで放送しています

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、いきいき百歳体操の各会場が休止になり、高齢者の体力低下が懸念されています。市では運動機会の減少や虚弱（フレイル）を予防するために、いきいき百歳体操をラジオで放送しています。ご自宅での運動の機会にぜひお役立てください。

放送時間　毎週月曜日・木曜日9時15分～9時30分

※放送期間は7月末までを予定しています。

問介護福祉課TEL28―8045

その他

情報公開制度・個人情報保護制度の利用状況

●情報公開制度

市では、滝川市情報公開条例に基づき、市の公文書の公開を行っています。なお、市がどのような文書を保有しているかは、市立図書館（市役所2階）の行政資料コーナーに設置している「滝川市ファイル基準表」をご確認ください。

公開請求　10件（一部公開8件、拒否2件）

審査請求　0件

●個人情報保護制度

市では、滝川市個人情報保護条例に基づき、個人情報の適正な管理に努めています。なお、市民の皆さんが、自己の個人情報について内容を確認したいときには、市に開示請求等をすることができます。

開示請求　10件（開示4件、一部開示5件、拒否1件）

訂正・削除・中止請求　0件

審査請求　0件

【共通事項】

対象期間　令和2年4月1日～令和3年3月31日

問総務課TEL28―8001

滝川市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の運用状況

本条例では職員が不当要求行為を受けた場合の組織的対応や、市役所内部の不正行為についての職員等が内部通報を行うための「公益目的通報制度」などを定めています。

令和2年度の運用状況

○不当要求行為　0件

○公益目的通報　0件

問防災危機対策課TEL28―8003

住民基本台帳の閲覧状況の公表

住民基本台帳法に基づき住民基本台帳の閲覧状況について公表しています。

対象期間　令和2年4月1日～令和3年3月31日

閲覧件数　9件

公表方法　行政資料コーナー（市役所2階　図書館内）および市公式ホームページ→組織案内→市民生活部→市民課→「令和2年度住民基本台帳閲覧状況の公表」

問市民課TEL28―8015

LINEでのワクチン情報は希望者のみに配信します

市公式LINEアカウントから発信している新型コロナウイルスワクチンに関する情報は、これまで友だちになっているすべての方に配信していましたが、6月25日からは希望者のみへ配信します。既に友だちとなっている方は6月18日に配信されたメッセージから、まだ友だちとなっていない方は友だち登録後に送られるメッセージから受信を希望できます。

市公式LINE

問広報広聴係TEL28―8005